

みんなの幸せを育てるために



石川康宏 (神戸女学院大学)

Yasuhiro Ishikawa

政治の行く末が大きく問われている現在、今日はあ
るべき保育の環境について話したいと思います。子ど
もたちは保育所のなかだけでなく、社会のなかで育つ
ので、よりよい社会づくりをしていかなければならな
いからです。

真ん中に子どもの幸せを

私は二十数年前に京都保育運動連絡会の役員で、当

時は京都の保問研にも加入していました。かつて「措
置制度」(措置とは嫌な言葉ですが)といわれていた公的
な保育の内容は、「すべての子どもの健やかな成長を行
政が責任をもつ」、「国民の人間らしく働く権利を保障
する」、「保育所に必要な費用は、保護者と共に国・自
治体が負担する」こと。この三点がいまも保育の民営
化という形で争点になり続けています。二十数年間綱
引きをしてきましたが、保護者側はいまも足に力を入
れて踏みとどまっています。このような状況は、社会

保障の分野でも非常に珍しいことです。

なぜそうなっているかという点、やはり真ん中に子どもがいるからです。私も保護者会でいろいろ体験しましたが、京都では政治的に活発な動きがいろいろな分野から起こります。選挙になると保育所のなかがぎすぎすしたこともありましたが、それでも日常の保護者会活動では、公明党の人も共産党の人も自民党の人も、子どもを真ん中に置いて、この保育所の運営をどうしようか、次の登山遠足のとき、障害のあるあの子を誰が担いで行くかなどという話ができたわけです。

政治信条の問題から抜け出して、子どもの育ちを大切に守ろうと力を合わせる事ができました。そこに保育が二十数年間踏みとどまっている大きな根拠があるのだらうと思います。

皆さんの保育園でも、保護者会活動について言いたいことがあったり、逆に保護者の側から保育者に言いたいことがあったりするかもしれません、子どもの幸せを真ん中に置いて力を合わせるといふスタンスをぜひ貫いていただきたいと思います。

子どもの育ちを保障している憲法

ご存知のように、子どもたちの健やかな育ちを保障しているのは、何よりも憲法です。憲法というのは、この国の政権を自民党が担おうと共産党が担おうと社民党が担おうと、必ず守らねばならないルールです。そのルールの二五条に「生存権」があります。「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」。これは国民一人ひとりが持っている権利としての生存権です。問題はそれを誰が満たすのかということです。第二項にはつきりと「国は」と書いてあります。「国は社会保障の増進に努めなければならない」と努力義務が書かれています。行政が保育から手を引くなどということはあつてはならないことで、国こそが保育に責任を持たなければならないのですが、行政は憲法を変えたいと思っています。この「生存権」を「自己責任」に塗り替えていきたいと考えているのです。

この生存権については、「すべて国民は」ではあまり

にも曖昧なので、子どもたちの分野については児童福祉法という法律がつけられました。その法律のなかで「養護施設では」とか「保育所では」というふうに、それぞれについての細かい決まりごとが行われました。児童福祉法の基になっているのは生存権です。生存権の持ち主は誰よりも子どもです。首のすわっていない子どもが持っている権利です。しかし、本人はまだしゃべれませんので、周りのおとなが代わってその子の権利を満たしてあげなければなりません。

子どもの六、七人に一人が貧困層

例えば「子ども食堂」は、一年半前の数字で三〇〇カ所、今は一五〇〇〜一六〇〇カ所に増えています。日本の貧困ライン以下でしか暮らすことができない子どもは六〜七人に一人になっています。これらの子どもは三食ともに食べていない状況です。小学校には四〇日の夏休みがあります。それまでは、朝ご飯や晩ご飯は質素でも、お昼は給食がありました。その給食が四〇日間なくなるわけです。学校の先生はよくお

わかりでしょうが、そうした子どもは新学期には栄養失調になっています。そういう危険のなかで暮らしている子どもが六〜七人に一人です。ということは、三〇人学級であれば五人ぐらいいはいるということです。四クラスあれば、一学年に二〇人いるということです。一学年から六学年までと考えると一二〇人いるということになります。都市部にある四クラスぐらいの大きめの小学校では、一〇〇人単位で「ちゃんど飯を食っているか？」という子どもがいるということです。

「子ども食堂」は、地域の住民が食べ物を持ち寄り、また料理する腕前を持ち寄って、子どもたちに無料で食べさせるといふ運動です。目の前にお腹をすかせている子どもがいるのはかわいそうですから、この運動が広がっていつているわけです。この連帯の精神はありがたくてうれしいこととしても、これは本来、行政が行うべきことでしょう。

ユニセフという国連の組織があります。世界中の貧困で食事がとれない子ども、病気の子どもを支援しようという組織です。そのユニセフの事務局長が、日本に対して「日本よ、あなたはよその国のことを心配し

ている場合じゃないだろう」と注意を促すような事態になっていきます。それが日本の子どもたちが置かれている現実です。保育園のなかだけで片づく問題ではありません。この国の政治のあり方を変えないと片づかない問題です。

子どもたちは空腹だけでも頑張って学校へ通い、高校も卒業し、大学にも行きたいとなる。しかし、ここで立ちほだかるのが学費の壁です。日本の学費は世界で一番高いのです。社会の未来を支える子どもに対して日本は金をかけません。フランスの大学は年間一万八〇〇〇円、ドイツの大学は年間七万三〇〇〇円です。日本は、国立大学でも八〇万円を超えていて、私立大学では一三〇万円。要するに年間一〇〇万円用意できない人は大学に行けないことになっています。皆さんがいま保育園で大事に育てている子どもたちも、少なからずそういうつらい目に遭うときがくるわけです。

それでも頑張って学校を卒業し、社会に出たとしても。次に待っているのは賃金です。これは福祉の職場で働いている人たちにとってももちろん切実な問

題であるわけです。日本では一時間当たりの最低賃金が七三七円のところ、オーストラリアは一六〇〇円です。こういう数字を見せると私の大学の学生は必ず「外国に生まれればよかった」と言います。そう言わざるを得ないような社会環境を残念ながらこの国がつくつてきてしまったという歴史があります。

そして、ひとたび社会に出ると、「貯蓄ゼロ世帯」が五〇代まで含めて五〇%ぐらいです。貯蓄ゼロということは、持ち家でない限り、お父さん・お母さん、働いている人が倒れた瞬間に家賃が払えなくなるということです。そうなると身内・親族で誰かお金持ちでもない限りは、ホームレスになりかねません。そんな環境で生きている人たちが、中年世代も含めて、日本にはたくさんいるわけです。

国が子育てにお金をかけない

子どもたちがいる福祉職場に安倍晋三の名前で届けられた文章があります。

「日本の未来を担う皆さんへ。あなたは決して一人で

はありません。子ども食堂で共にテーブルを囲んでくれるおじさん・おばさん。学校でわからなかった勉強を助けてくれるお兄さん・お姉さん。あなたが助けを求めて一歩踏み出せば、そばで支え、その手を導いてくれる人が必ずいます。あなたの未来を決めるのはあなた自身です。あなたが興味を持ったこと、好きなこととに思い切りチャレンジしてください。あなたが夢をかなえ、活躍することを応援しています」。

これで全文です。どこにも「政治はこういう努力をします」と書かれていません。自己責任論です。何のために税金があるのかと思います。

防衛大臣だった稲田朋美氏は、「子ども手当を防衛費にそっくり回せば軍事費の国際水準に近づきます」と国会で言っていました。子どもにお金をかけなくてもいい、軍隊を強くしたほうがいいと言っているのです。

沖縄では、小学校で子どもたちが体育の授業をやっているときに、空から七・七キログラムのヘリコプターの部品が落ちてきました。子どもを直撃していたらどうなっていたでしょう。それ以降、『琉球新報』によれば、「五月十七日午後二時四〇分ごろ、逃げてくださ

い、逃げてください」、運動場に配置された監視員が拡声器でそう呼びかけると、体育の授業で縄跳びをしていた児童約二〇人が走って校舎に避難した」とのことです。新年度に入ってから四月以降、同じように避難した回数が一四六回ということですから、毎日だということですよ。一日に何回もあるかもしれません。空を飛行機やヘリコプターが飛び、その騒音だけでなく、最近ではいろいろな物まで落としていく。この国では、子どもたちがグラウンドであそんだり授業をしたりしているときに、学校の先生が見張り番をしていて、飛行機やヘリコプターが飛んできたら子どもたちに「逃げてください」と呼びかけなければいけないのです。これが沖縄の子どもたちが置かれている境遇です。改善していかなければなりません。

憲法九条の改憲案を考える

自民党による改憲案が出されています。改憲案のなかで、「九条一項・二項はそのままにして、戦争はしない、武器は持たない」というのはそのままにして、第三

項を付け加える」と言っています。第三項は何かというと、「自衛隊は例外だ」と付け加えるのです。ということは、「戦争はしない、武器は持たない、自衛隊は例外です」ということです。自衛のためとなっっています。自衛隊は集団的自衛権を含むものです。集団をつくる相手は誰かというアメリカです。軍事同盟の相手はアメリカしかないので。そのアメリカが「俺のピンチだ」と叫んだときには、日本の自衛隊は駆けつけて戦争をするということです。

イラク戦争のときも、「(イラクの)フセインが核兵器を持ったらアメリカの危機だから、アメリカは自衛のためにイラクと闘う」と説明しました。シリアの空爆もそうです。その結果、たくさんの子どもを殺しているわけです。第二次大戦後のアメリカは「自国の領土を増やすために戦争をします」とは言いません。戦後アメリカが行っているほとんどの戦争の建前は「自衛」です。その自衛の戦争に日本の軍隊も一緒に行かなければいけなくなるのです。

自民党が改憲案を出した後に、東京で「九条の会」が学者を集めてシンポジウムを開きました。そこで、

なるほどと思つたことが一つあります。それは「これまで徴兵制は違憲だと言われてきた」という一橋大学の憲法学者・山内敏弘さんの発言です。徴兵制というのは国家が国民に軍に入る義務を課し、全員を自動的に軍隊に入れる制度です。入らなければ義務違反で処罰の対象になります。徴兵制が違反なのは、憲法が定める公共の福祉に合致しないからでした。しかし、憲法に自衛隊が明記されてしまうと、自衛隊も公共の福祉に合致する存在になってくる。そうすると、国民に対して役務の強制、兵役に服させることは公共の福祉に反しないことになるのです。そうすると皆さんが手塩にかけて育てている子どもたちも、十五年後には軍隊に徴兵される可能性も出てくるわけです。

さすがにそんなことを露骨には言えませんが、安倍さんは盛んに「自衛隊は既にあるじゃないですか。あるのを書くだけです。何も変わりません」と言っています。元首相の福田康夫さんがはこう言っています。「書き込んでも何も変わらないなら何で書き込むの?」。そのとおりです。現実を変えたいから憲法を書き換えたいわけです。

憲法記念日である五月三日あたりにさまざまな世論

調査が行われました。九条を「評価する」二二・八%、「ある程度評価する」四二・二%、合計七〇%です。「あまり評価しない」一八・八%、「全く評価しない」七%で、合計二五%です。九条について国民世論では、今ある九条を守りなさいと意思が明確に示されています。さらに安倍政権に優先的に取り組んでほしいことについて、最も多かったのは「景気・雇用」六〇%、「高齢者社会保障」五六%、「教育・子育て」五〇%の順でした。「憲法改正」は十一%で、九つの選択肢のなかで最も少なかったのです。国民の多くが改憲を求めています。国民の意思を無視して改憲しようとしているのが今の状況です。

三〇〇〇万人署名運動

「そのとき先生は何をしていたのですか？」と、十五年後、二〇年後に、子どもが大きくなったときに問われる日が来るかもしれません。「もちろん先生は、力及ばなかったけれども全力で闘っていたんだよ」と言

えるようであればなりません。

「三〇〇〇万人署名」を皆さんの周りでも集めていると思います。今の状況に危機感を持った幅広い層の人たちが署名運動に取り組んでいます。改憲というのは結局、国民投票になります。衆議院・参議院で三分の二の合意があれば、改憲案を国民に投じることが出来ます。十八歳以上の全員がイエスカノーかで投票するようになります。そのときに三〇〇〇万人があらかじめ「今の九条を変えないでください」という合意をつくっておけば、改憲派も改憲案を出し方がないでしょう。そういう世論をつくるために、三〇〇〇万人の署名をあらかじめ集めるという運動です。田原総一朗氏など、かなり幅広い人が呼びかけ人に名前を連ねています。すごく簡単な署名です。「第一項、九条を変えないでください」。今のまま触るなということです。

もう一つは、先ほど生存権を紹介しましたが、憲法には人権を守る大切な条項が含まれていますから、「憲法の平和・人権・民主主義が生かされる政治を実現してください」ということ。憲法を変える前に、ちゃんと取り組んでほしいということです。これで合意をつ

くる運動が今展開されています。三〇〇〇万という大変な数です。去年、一昨年の選挙での野党共闘の得票数が全部合わせても一五〇〇〇一六〇〇万でした。

その二倍の数を集めなければならぬのですから、当然、政権を担っている自民党や公明党支持の人からもらわなければなりません。大運動です。

街頭で署名をお願いしても集まらないので、地域ローラー作戦で住宅地図を持って一軒一軒当たっています。留守家庭や昼間は子どもだけという家庭が多いので、お願いの紙と署名用紙の入った封筒を郵便ポストに入れておいて、「〇月〇日に集めに伺います」としています。すると五人家族なのに署名は一つしかありません。するので、それをまた住宅地図に落として、「まだ四人おられると思うのですけれども」と二回目、三回目のお願いくるという取り組みをしているところもあります。

この運動に取り組んでいる人は平均年齢が高く、長時間歩くことは困難であるという人もかなりいます。

滋賀県のある地域ではビールの段ボール箱で「三〇〇〇万署名の箱」をつくって家の前に置いてあります。三

〇数カ所ほど置いていっていると、言っていました。三〇月〇日は三〇〇〇万署名の日」というのを勝手に決めて、「その日を持ってきてください」、「地域のポストに放り込んでください」と言って署名用紙をばらまくのです。二日ぐらい前から町のなかに車を走らせて「〇月〇日は三〇〇〇万署名の日。憲法を守りましょう」と呼びかけています。大したもの。市民の力も捨てたものじゃないと思います。

いまは、そういう衝突が起こっている瞬間です。子どもたちがともに食べられるかどうかの問題だけではなく、平和に安心してすごすことができる環境が守られるかどうかという点でも、大きな分岐点にきています。

憲法が生まれた背景

そもそも憲法とは何かという話と、仮に憲法が素晴らしくても、人間に憲法を実現する力がなければ、社会は混乱のままだという問題を考えるために、憲法誕生の経過をみておきたいと思います。

憲法が生まれてくるのは、王政の時代から議会の時代、民主主義の時代に変わる瞬間です。王政時代は身分制の社会です。貧乏な家庭に生まれた子どもはどんなに能力があっても貧乏から抜け出すことはできません。職業も選択できません。住む場所を替えることもできませんでした。王様は神の使いとされていましてから、信仰の自由ありません。「王権神授説」といつて、「神様はキリストだ、そのキリストが私に王権を授けてくれたのだ。従って私は権力者であると同時にキリスト者として皆の信仰、敬意を集めるべき立場にあるのだ」として、中世のヨーロッパ国家は自分たちの権力を固めていました。

その後、十七世紀のイギリスの思想家ホッブズ、ロックが出てきます。「生まれつき王様の子どもは王様、貧乏の子どもは貧乏。本当か？」と疑問をもつわけです。「誰も見ていないところで、王様の子どもと貧乏の子どもを入れ替えておいたら、王様の子どもが貧乏になり、貧乏の子どもが王様になるではないか」。生まれつきその子の身分は決まってなどいないということです。「そんなものは生まれた後に人間社会が勝手にレッテルを

貼っているだけだ。だから、人間は皆平等だ」という思想で、自然権の思想とか自然法の思想と呼ばれるものです。「生まれながらにして人は平等なのだ。そういう社会をつくろう。身分制をやめよう。王様一人が支配する時代をやめよう」。こうやって社会変革が起こります。これが「ブルジョア革命」で。フランス大革命はその代表的なものです。

そうやって人民が権力を勝ち取りました。しかし、まだ議会はありませんから、血で血を洗う争いになります。人民は勝ち取った権力をどうしようかと悩み、「これから自分たちはこんな政治をしよう」と文章にまとめました。これが教科書の世界で「独立宣言」「人権宣言」と呼ばれているもので、近代社会における最初の憲法です。なぜ独立宣言が民主主義の宣言なのかというと、アメリカがイギリスという王政からの支配を乗り越えた宣言だったからです。つまり、独立宣言が民主主義の宣言でもあったのです。そんな経緯を経て立派な文章が発表されました。

ところが、文章が立派でも、実行する意思が伴わなければ社会はよくなりません。それは、日本の戦後を

見るとよくわかります。素晴らしい日本国憲法があるのに、実態はぼろぼろです。憲法どおりの社会がつくられていないのです。

憲法をつくり権力を担っていた人々は、次に選挙を行いました。女性が選挙権をもつようになるのは二〇世紀半ばぐらいです。選挙で、議員が住民の代表として選ばれます。「共和党でも民主党でも労働党でも何でもいけれども、間違つたらいけないよ。あなたたちはこの〇〇宣言、憲法を実行するために選ばれた人間であることを忘れたらいけないよ」。これが憲法というものの存在です。

近代民主主義の権力は憲法に縛られています。憲法の存在と近代の民主主義と立憲主義はワンセットです。

二年ほど前、ある自民党の議員が、「私は法学部だったが、立憲主義という言葉聞いたことがない」と言っていました。間違いなく学生時代に何も勉強していなかったのだと思います。法学部の学生が憲法を学ぶときに、最初に学ぶのが立憲主義です。一年生の最初で学ぶことからもうわからなくなったのか、または何も勉強しなかったことが自らの口で自爆的に証明された

わけです。

憲法は権力を縛るものであって国民を縛るものではありません。日本国憲法にも、「憲法尊重擁護義務」と最後のほうに書いてありますが、その義務は国民にはありません。国務大臣と書いてあります。憲法のなかで、一番重視されたのが国民一人ひとりの基本的な人権でした。一人ひとりの生命が守られ、信仰の自由、職業選択の自由、権力者によって拘束されない自由、転居の自由など、憲法は、「一人ひとりの国民の自由を守るための権力を私たちがつくり出す」と宣言しています。

生存権、教育権、労働権が 明記されたワイマール憲法

ところが一八〇〇年代に入ってくると、資本主義が急速に発展してヨーロッパはぼろぼろになっていきます。世界で最初に資本主義が発展したのはイギリスです。イギリスの博物館に行くと、産業革命で機械化が進んだ頃の地図があつて、金持ち区域、大工場、貧民

街とはつきり地図で分かれています。食うや食わずやの人たちが大量に生まれたのです。十九世紀の半ばになると、ブルジョア革命がありますが、それでは足りなかったという議論が出てくるようになりました。今年にはマルクス生誕二〇〇年ですが、彼はこの時代の真ん中にいた人です。日本は江戸時代でした。

ヨーロッパに変化が起こります。一八七一年にフランス政府がドイツとの戦争に負け、首都パリをドイツに差し出すことを勝手に決めたのですが、パリの住民が怒り、「もうフランス政府もドイツ政府もあてにしない。私たちは自立する」と言って権力を手に入れ、フランスの軍隊を追い出してしまいました。権力を手に入れた人たちの中心は労働者で、国づくりについて協議しました。「私たちは、自由は持っているけれども貧しい」、「私たちは自由だといわれるけれども、子どもは学校に行っていない」という意見が出て、ここで「社会権」が登場してきます。そして、「教育と生活の最低限を国家が保障する、そういう国づくりを私たちはめざそう」と宣言しました。残念ながらこの権力は、ドイツ軍がバックについたフランス軍による「血の一週

間」といわれる残虐行為によって七十数日で壊されてしまいます。

しかし、その思想は生き残りました。一九一九年に誕生したワイマール共和国憲法です。ワイマールはドイツにある町の名前です。ドイツの共和国憲法で初めて生存権、教育権、労働権が入ったのです。当時のドイツはもちろん資本主義です。一五一条には、「経済生活の秩序は、各人に人間に値する生活を確保することを目的とする」、「各人に人間に値する生活を確保することを目的とする。だから正義の原則に適合しなければならない」。ブラック企業なんてあってはならないということです。「各人の経済上の自由は、この限界内で保障される」。自由に対する制限です。公的な目標のために各人の自由を制限することを始めるわけです。これに基づいてワイマール共和国憲法には各人の生存権、教育権、労働権を入れられました。

日本の憲法

日本国憲法のことを中空からひねり出した理想論だと言う人がいますが、まったく違います。下書きをしたのが米軍だったことはそのとおりです。米軍は一九四六年の二月に下書きをしました。当時既にあつた各国の憲法、各国間の条約、世界各国の運動のなかで価値あるものをすべて吸収して、日本という社会に実現しようとする努力したわけです。

ですから九条も日本国憲法が最初ではありません。「戦争を放棄する」というのは、例えばフィリピンの憲法もスペインの憲法もそうでした。一九二八年に既に「不戦条約」という国際条約がつくられています。一九一四年に勃発した第一次世界大戦で二〇〇〇万人の人が亡くなったことを受けて、国際間のもめごとを戦争に訴えないで解決しようと「国際連盟」と「不戦条約」をつくったのです。不戦条約に加入した国は、自国の憲法を変えました。その精神が日本国憲法の九条に反映されたわけです。

憲法の最初の段階である、基本的人権、国民の自由を守る憲法、これを「近代憲法」といいます。さらに自由権だけではなく生存権を含む社会権を守ろうという国づくりの憲法、これを「現代憲法」と呼んで、近代以降の憲法にも二段階あると憲法学者たちは言っています。

ここから日本の歴史に戻ってみます。日本には憲法がふたつあります。ひとつは「大日本帝国憲法」、もうひとつは「日本国憲法」です。

日本もヨーロッパ各国と同じように近代憲法から現代憲法へと発展したのかというと、日本とドイツは例外です。まず、大日本帝国憲法が本来の近代憲法ならここで国民の自由が決められて、それが追求されているはずですが、書かれているのは、「天皇が一番偉い」ということです。そして、「国民」という言葉は登場しません。「臣民」です。臣民とは家来です。天皇が国の主人で、国民は全員家来でした。第二次大戦までの日本の軍隊は、国の軍隊ではなく、「皇軍」つまり天皇の私兵だったのです。

労働者の状況と大正デモクラシー

労働条件はどうなっていたのでしょうか。小林多喜

二がいろいろな小説に書き残しています。『蟹工船』

は、真冬のオホーツク海に出てタラバガニを捕り、その場で缶詰をつくる工場を備えた船です。どんな労働の状況だったでしょうか。棒で殴られて働いています。オホーツクの雪が降るなかで水を浴びながら仕事をしますから、体を壊す人間が一定の割合で必ず出てきます。「働けない」となった人間は海に捨てられます。人権もなにもない社会です。

もう一つ小林多喜二の小説で印象的なのが『人を殺す犬』という短編です。北海道の炭鉱にあった「たこ部屋」の話です。労働条件があまりに過酷なので、放っておくと労働者が逃げていきます。逃がさないために牢屋に閉じ込めるのです。「たこ部屋」に閉じ込められている若者に親戚から母親が危篤であるという連絡が入ります。彼は周りの労働者に助けってもらって夜中に脱走するのですが、翌朝、経営者が気づいて土佐犬を

放ちます。人間が素手で勝てるわけがありません。彼はほろほろに食いちぎられて殺されます。経営者は、その食いちぎられたものをみんなの前に並べて見せしめにしました。

そんな時代のなかで民主主義と人権を求める闘いが起こりました。植木枝盛は「この国にも議会が、憲法が必要だ」といって自由民権運動を闘った人です。大正デモクラシーというのは、「いつまでも天皇の世ではなくて、選ばれた議員たちが政府をつくって、その政府が主導で動く国づくりをしよう」という運動です。一九二〇年代になると社会主義にしたほうがいいという運動も活発になりましたが、残念ながらすべて弾圧されました。小林多喜二も拷問の上、殺されました。これらの弾圧で一九三五年ごろまでに民主主義や人権を求める、日本の戦前の運動は終わってしまいました。あとは散発的な個々の運動にとどまったわけです。

ときの権力から権利を勝ち取った 経験がない日本

日本の歴史には国民がときの権力と闘って何かを勝ち取ったという経験がありません。自由権や社会権を闘い取った経験がない。それにもかかわらずこの憲法があるのです。敗戦後、日本はアメリカによって一四五年から一五二年まで足かけ八年、軍事占領されました。最大時米軍は五〇万人いました。日本は軍隊が解体されて警察官もピストルをもつことができませんでした。米軍はライフルを持っていました。

一九四六年の正月、昭和天皇は人間宣言をされました。私が勤めている神戸女学院大学には、昭和天皇が「人間宣言」をしたあとに訪れたときの写真が残っています。大学の中庭に向かって、若き日の昭和天皇がソフト帽を振っています。彼に米兵の護衛が二人ついています。ヘルメットに「MP」と書いてあって、ライフルを持っています。それが戦後八年間の日本の実態です。象徴的な姿です。

その米軍支配のなかで、アメリカは前半まともな人、後半ダメな人という占領政策をとりました。最初は、「ポツダム宣言」という連合国の合意に基づいていました。連合国側は、「日本は野蛮だ。日清戦争以来、五〇年間も侵略戦争をやっている。第二次大戦でアジア人を二〇〇〇万人殺した」と話しあっています。日本人が死んだのは三二〇万人で、日本人が殺したアジア人は二〇〇〇万人です。八月一日が近づくと原爆や沖縄や空襲などの話はよくテレビで出てきますが、日本人が殺された七倍の人間を殺したということは、ほぼ映像では出てきません。「そういう日本だから、平和・民主の国につくり替えなければいけない。つくり替えが終わるまでは、日本を占領します」とポツダム宣言に書いてありました。日本は一九四五年八月一四日にこのポツダム宣言を受諾したのです。この瞬間から、日本では、戦争犯罪人として攻撃されるような資料を懸命に焼いてしまっています。

アメリカが日本を占領していた前半の間に、アメリカが憲法の下書きをしました。本当は日本政府に新しい憲法の改正案を依頼するのですが、日本政府から出

てきた、漏れ伝わった（毎日新聞がリークした）改憲案は、戦前とほとんど変わらないものでした。これに業を煮やした米軍側から、「私たちが下書きするから、それを基に日本人よ、あなたたちの議会で議論しなさい」と渡されたのが一九四六年のことです。史上初めて、男女二〇歳以上の者に選挙権が与えられ女性議員がたくさん生まれました。その衆議院が中心になって国会で憲法素案が議論され、かなり修正もなされました。

最先端の憲法を理解できなかった日本人

日本国憲法は、一九四六年の秋に公布されました。当時のルールに従い、昭和天皇が裁可し認めて国民に向かって公布しました。昭和天皇は五月三日までは形式上の権力者でしたから。その時期の憲法です。

「人権は侵すことのできない永久の権利である。自由権が国民にはある。それだけではない、社会権もある」。

このあたりになると日本国民は意味がわかりません。経済活動も制限され、財産権には公共の福祉による制限がある。男女平等だ。戦争を放棄する。九七条

にも、「この憲法が国民に保障する人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて」と書いてあります。日本人にはこの意味がわからないわけです。

戦前、先駆的な闘いでしたが、自由のために闘った人はほんの一握りです。ですから自由の価値はよくわからない。自由は何となくわからないでもないが、生存権といわれると意味がわからない。地方自治についても、「何ですか、それ」となるわけです。これは現代にも通じることではないでしょうか。

戦後、日本は最先端の憲法がつけられました。国民はその憲法を熱狂的に歓迎しました。ただし、歓迎したのは九条の側面です。「もう戦争をしなくていいんだ」、「もう自分の子どもを戦場に送らなくてもいい」ということです。もう空襲におびえないで生きていくことができる。それよくわかっていて。骨身に染みて支持するわけです。しかし、憲法全体についての理解は極めて不十分だったのです。

アメリカの占領政策が一九四八年ごろから転換していきます。「日本をアメリカの言いなりの軍事大国にしよう。米軍基地は置いたままにして『日米安保条約』

で日本を子分にしよう」という路線に変わります。

こんな状況でよく憲法が七〇年ももったと思えます。何でもったかという点、焦点が常に九条だったからです。九条がなかったらいろいろなことが起こったと思います。なぜなら自己責任と言われたら、日本国民の多くが「うん、そうかもしれない」といって簡単に納得してしまうかもしれません。子どもも年寄りも働ける人も働けない人も、国家に向かつて「私の生存する権利を守れ」と言える権利があることが体のなかに入っていません。だから貧乏は自己責任だと言われた瞬間に、「うん、そうかもしれない」と腰が砕けるわけです。そういう戦争直後の状況がありました。そこからたくさんさんの闘いが行われて、憲法に対する理解も深まっています。

一方で、素晴らしい憲法ができあがったものの、その憲法に対する理解が追いつかない国民が多いのも事実です。憲法がつけられて七〇数年たっても、六、七人に一人の子どもが満足にご飯を食べられない社会しかつくりられていない。その理由を考えると、ヒントとなるのが、日本が資本主義になったのがそもそも

遅かったという問題があります。日本にもヨーロッパの王政王の時代と同じように、独裁権力をもった徳川の時代、天皇の時代がありました。それが倒れたのは一九四五年。まだ七三年しかたっていないのです。国民こそが政治の主権者だと言われて、最初はぼかーんとしていた国民が、「そろそろ私たちも何かしないとけないな」となって、まだ数十年しかたっていないということです。

日本と欧州における労働時間の格差

イギリスでは、労働者たちの闘いは一七〇〇年代後半から起こりました。一五〇年の闘いの積み重ねのおかげで、ヨーロッパの労働運動はこなれていきます。日本はこなれる時間がまだ極めて短いのです。その差が出ています。例えば、労働時間の格差です。世界で週四八時間、一日八時間が当たり前だと言っているところ、日本の労働者は犬に食われていました。世界で週四〇時間と言っているところ、日本は侵略戦争に突き進んで

いきます。現在はドイツ・フランスでは週三五時間です。土日は休みで、月々金で七時間労働ですが、時給が高いので、われわれよりもよい暮らしをしています。例えばフランスの法では、特別の事情がないのに週三五時間以上働かせたら、経営者が罰せられます。だから、経営者は労働時間をちゃんと管理して、「今日は働き過ぎだから早く帰れ」と言いに来るわけです。そうしないと自分が罰せられるからです。

イギリスでは一八三三年に初めて労働時間規制法ができました。日本では、八〇年後の一九一一年によくできましたが、酷いざる法でした。労働時間規制法と言いながら、成年男性規制なし、「二四時間働けますか?」という社会です。女性と年少者は十二時間ですが、十四時間まで延長可能なのです。ということは二四時間ということですが、さらに、全面实施は一九三一年でよいとされました。一九一一年に法律をつくって実施が二〇年後、やる気がないということです。しかもその途中で戦争に突入していきますから、実行はされませんでした。

戦後、ようやく日本の労働組合運動が合法化されて

表に出てきます。でも、闘い方を知らない。例えば、総評（日本労働組合総評議会）が行った賃上げ闘争で日本の賃金はぐんぐん上がりましたが、こういうやり方です。

「わが社はこれくらいの儲けがある。半分を取っても、私たち労働者の取り分はこれだけしかない。労働者の給与を増やすためにはどうしたらいいか? わが社の儲けを二倍にすれば私たちの取り分も大きくなる」。パイの理論です。「だから、みんな身を粉にして働け」というのが労働組合の方針でした。ですから、戦後、労働時間は短くなりませんでした。一九九〇年代ぐらまで給料はそれなりに上がりましたが、労働時間は短くならなかったのです。

二〇一五年の総務省の調査によると、製造業労働者は年間二二〇〇時間働いています。ドイツは一三七〇時間、フランスは一四七〇時間です。年間労働時間に七五〇時間もの差があります。一年間で二五〇日働くとして、毎日三時間違うということです。だからヨーロッパの保育園は五時終わりがいっぱいあります。お父さんやお母さんが迎えに来られるからです。

なぜこういう差が生じるのか。それは労使の力関係の違いです。昨年秋季に、ドイツ金属労組は週二八時間制をついに要求しました。「すごいな、ドイツ」と思う一方で、そう簡単には実現しないだろうと思っていました。ところが今年二月、実現しました。通常は、週三五時間勤務ですが、子どもが生まれたり、家族に介護が必要になったなどというときに、二年間に限り週二八時間で労働条件、待遇は一切変えない、給料は一円も下げないのです。どうやってこの条件を勝ち取ったかという点、五〇万人のストライキです。闘って、闘って、財界をいじめ倒して、ぐうの音も出ないようにして権利を勝ち取っていくのです。その力があるかないかということですが、

長時間労働と女性差別は コインの表と裏

日本は戦後、労働時間が短くなっていないと話しましたが、ヨーロッパより七五〇時間も長く労働者を働かせようとする、その中心はやはり男になります。

平均的に見れば男のほうが丈夫だからです。男は仕事のことしかわからないエコノミックアニマルになります。子どもの学校の先生の名前を知らない、子どもの友だちの名前がわからない、子どもの教育がわからない……、そうなると財界も困るのでメンテナンス係を置いたのです。それが専業主婦です。

この役割を女性に担わせるために財界は、高度経済成長が始まった一九五五年ごろ、企業のなかに女性だけの若年定年制、結婚退職制をつくり出します。若年定年制というのは二五歳です。十五〜十八歳（中卒・高卒）で働いて、結婚する年齢になったら自動的に辞めさせて、そのあとは仕事戦士の夫の世話係をさせるわけです。それは政府が明快に語っています。

一九六八年、文部省が「家庭の生活設計」という文章を出しています。そのなかで女性の役割を以下の五点にまとめました。一点目は「家庭管理者としての主婦の役割」。二点目は、最高傑作ですが「夫を生理的・心理的に再生させる妻の役割」。三点目は、「子どもを成長させる母の役割」。四点目は、「自分も働く勤労者の役割」、ただし無権利、パートです。五点目は、「社

会活動に参加する市民の役割」。PTAを無料でやれという事です。

要するに、男は職場で全エネルギーを吸い取られて夜遅く帰ってくる、うちに帰ってきて「飯」と言ったら飯がさっと出され、「風呂」と言ったら「沸いているわよ」と言ってもらえて、「寝る」と言ったら布団が敷かれている、その面倒を見るのが妻だということ。そうしないと、夫の体力が回復しないからです。サンマやギョーザを食べて、少しビールも飲んで、プロ野球でも見て、翌朝、それなりの力を蓄えて職場に行く……、これをぐるぐる回転させるのです。財界の考える労働者対策というのは、職場にいる労働者をどう扱うかだけではありません。労働者家庭を丸ごと自分の付属品にしているわけです。「子どもを成長させる母の役割」と書いてありますが、それは夫がいずれは使いものにならなくなるからです。使いものにならなくなるときに、ピチピチの次の労働力が育っていないと困るのです。ですから、生かさぬように殺さぬように、ぎりぎりの賃金を与えながら、子どもができたらず育ての扶養手当を少しだけつけて、あとは自らの努力で

労働力を再生産しなさいと言っているのです。

女性たちが裁判闘争でこの状況を変えてきました。

一九七七年、唐津赤十字病院の定年差別裁判での判決です。「女子の五五歳の生理的機能は、男子の七〇歳に匹敵する」。何が根拠かわかりません。当時は男性の定年は五五歳でしたが、女性は三〇歳とか三五歳くらいにさせられていたわけです。闘った結果が、この判決です。ひどいものです。要するに、男性中心型の徹底的に長時間労働で労働力を搾取していくやり方をメダルの「表」とすると、その「裏」側に女性差別があります。雇用現場での女性差別とワンセットです。この二つを同時に改善しなければなりません。男女共通の労働時間短縮をしながら、権利は平等だ、当たり前だという闘いをしなければなりません。

憲法の理念を実現したくない 安倍政権

戦後、この憲法を実現したくない政治が長く続いています。理由の一つは財界に買収されていることで

す。財界は、企業団体献金をしています。一年間に自民党に二七二八億円を渡し、政治家はそれを受け取っています。政党助成金ではありません。企業は見返りを期待します。「あの政治家に三〇〇〇万円渡しておけ。あとで一億円の仕事が返ってくるから」ということとです。

日本の労働者の実質賃金は一番高かったのが一九九七年で、以来二〇年間、実質賃金は下がっています。経済大国だと言っていますが、こんな国は世界で日本しか存在しません。現政権が推し進めている働き方改革は、労働者を無制限に働かせよう、定額で無制限に働かせようとするものです。「全国過労死を考える家族の会」の人たちが、「そんなことをしたら日本中で死人が出ますよ」と言っていて、国会まで行きましたが行政側は会いませんでした。残念ながら、財界第一主義を打ち破ることができずにいる力関係です。

二つ目の理由は、アメリカの言いなり国家だということです。先ほど足かけ八年間軍事占領が行われたと話しましたが、軍事占領が終わると同時に日米安保条

約が結ばれました。占領状態で結ばれた条約です。結果、日本には一三〇の米軍基地があり、五万人の米兵がいます。五万人の米兵は観光客ではありません。明日にでも戦争に行くぞという訓練をしている人たちです。日米安保条約はいまも生きている条約です。第六条、「アメリカは陸軍・空軍・海軍が日本国において施設・区域を使用することを許される」というのが合意です。だからアメリカは、「普天間から出ていけ」と言うのか？ だったらこっちをよこせ」といって辺野古をコンコンとたたくわけです。日本政府は、「はい、それは許されております」と言います。だから沖縄の人や全国からの集まった人が基地建設に反対しても、日本の政府は警察権力を動員して、最近はALSOCKまでも動員して、現場で座り込みをしている人を排除しながら、米軍のために基地建設をしています。そんな状況下で憲法九条が守られるわけがありません。

三つ目の理由は、頭のなかが戦前だということです。安倍政権の大臣一覧表には日本会議に入っている人、神政連（神道政治連盟の略）に入っている人が八割から九割います。この組織の綱領の第一項で、「神道の精神

をもつて日本国国政の基礎を確立せん」と言っています。「憲法の精神」の間違いじゃないのか、と言いたくなります。しかもここで言う神道は、日本古来の神道ではありません。ありとあらゆるものに神が宿っているというのが日本古来の神道です。風にも葉っぱにも石にも川にも神様がおられる。しかし、この神道は明治にまとめられた神道です。神様は一人しかいません。天皇です。天皇は代替わりしていくけれども、彼らこそが主権者。だからそこに暮らしている人間は臣民、家来なのだと。明治時代にまとめられた「日本は神の国だ」という考え方が明治の神道です。その精神に戻りたいと言っているわけです。

自民党の改憲案には、「日本国は長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家だ。そういう国家を末永く子孫に継承するためこの憲法を制定する」とあります。明快です。では頭の上に置くというのはどういうことかというところ、「天皇は日本国の元首」と書いてあります。国家を代表するもの、最高権力者です。しかも恐るべきことに、「憲法尊重擁護義務から外す」と書いてあります。ということは、この

国は最高権力者が憲法に縛られない国になります。近代民主主義以前です。王政の時代に戻るのかという話です。先ほどの「戦前大好き、美しい国ですね、神の国大好き」という思想がよく表れているところです。

原発と核兵器の問題

広島に落とされた原爆はウラン型で、長崎に落とされたのがプルトニウム型です。戦後はプルトニウム型が主流になりました。

プルトニウムは天然の世界には存在しません。原子炉でつくられます。原子炉圧力器というのは、アメリカが世界で初めてつくりましたが、核兵器の材料をつくるのが目的でした。発電を始めるのはいずれあんな話です。使用済み核燃料のなかからプルトニウムを取り出すことができます。世界各国が核兵器の形でプルトニウムを保有しています。核兵器を持たないにもかかわらず、多くのプルトニウムを持っている国は日本しかありません。

自民党の石破茂氏は、「いざとなったら持てるという

のは相当な抑止力になる。核についての技術を何も知らずに一体どうやって守るのか」と言っています。これは原発反対の運動に対する彼の反撃です。原発というのは単なる電力工場ではありません。あれは核兵器の材料であるプルトニウムを製造する装置です。原発が爆発するのは核分裂反応ですが、原発のなかで熱を出しているのも核分裂反応です。「核分裂反応を制御する技術を日常的に磨く場は原発しかない」と言っているわけです。三・一一の直後から、この人はずっと言っています。これは個人の持論ではなく、一九六〇年代からの日本政府の方針でもあります。原爆は持たない、核兵器は持たないけれども、いつでも持てる経済力・技術力を保持するというのはこの国の方針です。

市民運動と憲法の理念

そういう戦後の日本のなかで、現在もさまざまな市民運動が起こっています。市民と野党の共闘。新潟は六月一〇日に知事選挙でした。柏崎刈羽、東京電力の原発がなぜ日本列島の裏側の新潟にあるのか。しかも

あそこは最新鋭です。最新鋭原発の稼働をめぐる決戦になりました。その決戦を担う市民運動が出てきているという新しさがあります。

私が一九七五年に立命館大学に行ったとき、京都には蛭川虎三という知事がいました。彼は「憲法を暮らしのなかに生かそう」と、京都府庁に垂れ幕まで下ろしていました。一方で「一生懸命俺たち行政が府民に向かつて憲法を考えてくれと言っているんだけれども、なかなかわかってもらえない」という話をしていました。

八〇年、蛭川さんのような地方政治を支えていた市民と野党の共闘の地方版がありました。そのときに頑張っていた野党は社会党と共産党でした。そこが分断されます。社会党が右へ持っていきました。去年の秋を思い出します。民主党が野党共闘のなかから持っていかれるという瞬間が目の前で起こりました。一九八〇年は、市民運動が止められなかったのです。解体していきました。その結果、それまでの「何とか憲法を」と言っていた運動の到達点が崩れていきました。

一九九〇年代に入ると日本社会が劣化して「構造改革」、「非正規」、「自己責任」という言葉が出てきます。日米安保をアジア太平洋地域に広げるのだと出てくるのも、右翼が堂々と前面に出てくるのも九〇年代です。自民党の人気はどんどん落ちていきました。そこで小選挙区制が導入されました。若者の反乱が起きかかったところに、それを押さえ込んだのは「勝ち組・負け組」論です。そして「自己責任論」です。

加速した日本社会の劣化のなかで、その劣化社会に見合った現実的な憲法をつくろうというアホな改憲の動きが出てきます。それに抵抗したのが「九条の会」です。久しぶりに市民運動が前面に出ました。しかし、二〇〇六年には安倍内閣ができて一騎打ちです。改憲に向けた国民投票法もこの政権が作りました。二〇〇七年、参議院選挙で安倍内閣を歴史的な大敗に追い込みましたが、安倍さんは「うっ、腹が痛い」と言っていないくなりました。

その後、自民党に代わって民主党政権になりましたが、残念ながら当時の市民運動は、「自民でなければ何でもいい」というレベルでした。「自民党政治に代わる

こういう政治を」という合意がなくて、「自民じゃないから、民主でええやないか。一回やらせてみたら」というアバウトな合意しかできていなかったわけです。

その結果、民主党はそもそも寄り合い所帯でしたので、政策がまとまらない。どうしようかと言っているうちに東日本大震災が起こってしまった、対応できなくなつて自滅していくわけです。自滅した結果、自民党の支持率は一向に回復していなかったにもかかわらず、小選挙区制のおかげで二〇一二年十二月に安倍政権が再登場してきます。

やつと憲法の理念に追いついてきた市民運動

いま起こっている市民運動はひと味違います。自民でなければ何でもよいなんて言っていたら駄目だということ、市民と野党の共闘で七項目合意をつくり今年の選挙も闘いました。「安倍政権による九条改正は反対」、「秘密保護法、安保法制、共謀罪は白紙撤回する」、「原発再稼働をしない」、「疑惑究明」、「保育・教

育・雇用に関する政策を飛躍的に拡充する」、「ちゃんと働いたらまともに見える経済をつくる」、「理由をつけて差別するな」、これを実現する政治をめざして全国的に市民と野党の共闘で選挙が行われました。

注目したのは、このなかに「国民の社会権を守る」とあることです。憲法がつけられたときには、国民のほとんどが「自由ぐらいいまでならわかりますが、生存権とか言われてもわかりません」という状態でした。それが今は、国会の前に「保育園落ちたの私だ」と言っている人が集まります。「保育園落ちたの私だ」は、子どもたちの生存権を守れという運動であると同時に、働きたい私たちの労働権を守れという運動です。学生たちが「返済義務のない奨学金を」と言っている国会の前に集まります。憲法二六条には教育権と書いてあります。その社会権を憲法どおりにちゃんと守る政治をしなければという運動です。そういう合意の下に市民運動がいま進んでいます。

日本国憲法の理念に、ようやく市民運動が七〇年かけて追いついてきました。憲法を勝ち取ることではできなかったけれども、与えられた憲法であったとしても、

その憲法に血を流させて社会のなかで生かそうとしているのが現瞬間ではないかと思えます。

野党共闘なんて、そんなものは当てになるのかと思いの方もいるでしょう。去年民主党がふらふらになって希望の党に合流するとかしないとか、そういうこともありました。結局、野党の数が増え、野党六党が共闘しています。そのなかで「働き方改革」からは、裁量労働制を削除させました。いま「働き方改革」関連法案、いわゆる高度プロフェッショナルなどよばれている定額で働かせ放題の問題がまだ残っています。これも六党で闘っています。佐川宣寿（元財務相理財局長）の証人喚問も加計学園問題もそうです。

いま野党六党による「国対委員長連絡会」が毎週水曜日に開かれています。「野国連」というのだそうです。野党六党の合同議員集会が七回も開かれています。お互いの情報を交換して、意思統一をしています。国会質疑の調整もしています。以前の国会では、野党同士で手の内を見せていませんでしたが、いまは調整のための会議をやっています。もし野党全体でそれぞれの議案について合意ができれば、政府に持っていく文

書にまとめないといけません。「文書はございません」などと言っていたら、政府と一緒にやってしまうので、文書を残すわけです。それはもっぱら共産党がしているという話です。

野党が本気で政権を取りに行こうと思ったら、共通政策を広げないといけません。この間、かなり広がったのが「原発ゼロ問題」です。前回の新潟県知事選挙で、民主党が応援に来たのは最終日だけでした。なぜ最終まで来られなかったかというと、民主党の最大支持母体である連合が原発再稼働賛成だったからです。

今回は違います。この間、原発ゼロ法案を国会に提出しました。実ははじめの時点では、立憲民主党案には、「非常時には再稼働を受け入れる」と書いてあったのです。これで紛糾したわけです。ところが最近、小泉純一郎氏も原発反対と言い出して、そういう状況が広まり、立憲民主党も「これは下ろす。俺らもやめる」となった。その結果、野党共闘で原発ゼロ法案が出せたのです。

六党の共同演説会についても、たまたま集まったとか、実は足で蹴りあっているという状況ではなく、か

なり詰めた議論で合意をした上で闘っています。これまで見たことのないような政治社会の変化がいま目の前で起こっています。これは、好むと好まざるとにかかわらず、子どもたちを丸ごと巻き込んでいく問題です。子どもたちの、いまと未来によりよい社会を手渡していけるよう、皆さんたちには、現場では七割の力で働いていただき、残り三割の余力を社会・政治を変えるために注いでいただきたいと思っています。

これで終わりにいたします。ご清聴ありがとうございました。

(いしかわ・やすひろ)

本文まとめ 本誌編集部
文責 全国保問研本誌編集委員会